新潟県病院局管理規程第13号

新潟県病院局行政財産使用料徴収に関する規程を次のように定める。

平成27年2月27日

新潟県病院事業管理者 若 月 道 秀

新潟県病院局行政財産使用料徴収に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局行政財産使用料徴収に関する規程(昭和41年新潟県病院局管理規程第18号)の一部を次のように改正する。

37 49 98 次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。 村 部 $\widehat{\mathbb{E}}$ 45 9 120 (単位 使用料 新潟市以 矣 の市部 250 120 92 温 行政財産使用料の基準 潟 市 部 単位 (盤) 띰 Ž トア米満 Ž トル以上 トア米満 Ã トル以上 J トア未満 $0.15 \times$ $0.2 \times$ $0.4 \times$ $0.15 \times$ 外俗 $0.2 \times$ のもの 040 外径 のもの 谾 改 使用の種類 女 れらに の衙に 下水道 管、ガ ス管そ 類する 水管、 (盤) £0 (第2条関係) 施設 (盤) 電河 通信 8 れに 類す 3 F の以 色に 区 出 別表 22 28 38 村 部 旨 $\widehat{\mathbb{E}}$ 49 97 37 (単位 使用料 * 6 新潟市以 卡 恕 100 210 79 簽 行政財産使用料の基準 潟 市 部 辫 単位 (盤) Н Ž トア米浦 Ž トル以上 トア米満 Ž トル以上 トア米満 0.2 × -0.4 × -0000 $0.15 \times$ 0000 $0.15 \times$ のもの 外径 $0.2 \times$ 谾 谾 改 * * 使用の種類 の衙に れのに 下水道 管、ガ ス管そ 類する 水管、 (盤) £0 (第2条関係) (盤) 電気 通信 施設 40 金に れに 類す 34 の以 Ø¥0 土地 区分 別表

250	490		820							
			甲村	部						
300	009		1,000							
	_			七	以重	\$ B	Æ	部	1	
620	1, 200		2, 100							
			摧 흻	七	始				l l	
			(盤)							
今 俗 次 0.4 メ ー トル以上 1 メート たの ま	外径が1 メートル 以上のも の	(盤)	その他のもの(使 用面積が5平方メ	ートル未満のもの	に限る。)					
										(盤)
									(-	
									坐	业
									(器)	備考
190	380		630						<u></u>	備考
190	380			沿					坐)	備考
240 190	380		810 HJ 630 **j	地					坐	備考
			810 町 村			* 6	<u>+</u>	沿	留)	
240	490		新 810 町 鴻 村		☆ 1	₹ 6	# #	25年	留)	
			1,700 新 810 町 鴻 村	#		* 6	#	2.2	省)	
240	490		新 1,700 新 810 町 鴻 清 村	#	以 1	≴ 6	卡	3年	留)	
240	1 1,000 12 490	(母)	(略) 新 1,700 新 810 町 鴻 31,700 新 810 町	七	坦	* 6	#E	堤		
520 240	1,000 490	(婦)	(略) 新 1,700 新 810 町 潟 潟 科	満のもの		* 6	#	堤		
520 240	1,000 490	(婦)	(略) 新 1,700 新 810 町 鴻 31,700 新 810 町	七	坦	* 6	士	が	留) (知)	備考 (略) 備考

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の別表の規定は、この規程の施行の日以後納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。